

「老朽化マンション対策会議」規約

第一章 総 則

第1条 (名称及び適用)

本会議の名称は、「老朽化マンション対策会議」とし、本規約は、「老朽化マンション対策会議」の運営について定める。

第2条 (目的)

本会議は、国民の命と安全を守るため、老朽化したマンション再生の課題解決に向けた諸制度の見直し、施策の新設等について検討し、その成果を基に広報・啓発活動を行い、経済活性化を図るとともに環境への配慮も含めた社会問題として政府等関係機関に提言していくことを目的とする。

第3条 (事業)

本会議は、第2条の目的を達成するために、次の各号に掲げる活動を行う。

- (1) マンション関係者のネットワーク化と情報共有
- (2) マンション再生の実現に向けた政策提言の検討
- (3) 検討結果の取りまとめとシンポジウムの開催等による広報

第二章 会 員

第4条 (会員の種類及び資格)

本会議会員の種類及び資格は、次の通りとする。

- (1) A会員 老朽化マンション対策に関連する事業を営む企業及び団体
- (2) B会員 老朽化マンション対策に関連する研究者及びその他の有識者
- (3) C会員 本会議に賛同するマンションの管理組合及びその建替え検討組織

第5条 (入会)

前条に定める会員の資格を有する者は、本会議の規約に同意し、所定の様式の入会申込書に必要事項を記入のうえ事務局に提出し、幹事会の承認を得なければならない。

第6条（会員の権利及び義務）

会員の権利及び義務は、次の通りとする。

- （1） 会員は、本会議の事業に参加するとともに、総会に出席し、各1個の議決権を有し、本会議の事業に対して意見を述べることができる。
- （2） 会員は、本会議で知りえた情報を他に漏らしてはならない。
- （3） 会員は、本会議の規約を遵守しなければならない。

第7条（権利の停止及び除名）

会員が次の各号の一つに該当するときは、幹事会の議決により期間を定めてその権利を停止することができる。また、総会において会員の総数の3分の2以上の議決に基づいて、その会員を除名することができる。

- （1） 本会議の事業を妨げたとき
 - （2） 本会議の名誉を毀損する行為をしたとき
 - （3） 本会議の規約または総会の議決に反する行為をしたとき
- 2 前項の規定により会員の権利を停止し、または除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、当該会員の権利の停止を議決する幹事会、または除名を議決する総会において弁明の機会を与えなければならない。

第8条（退会）

次の各号の一つの事由に該当するに至った会員は、当該事由の発生をもって本会議を退会したものとする。

- （1） 第4条に定める資格を喪失したとき
- （2） 第7条の規定により除名されたとき
- （3） 所定の様式による退会届に必要事項を記入のうえ事務局に届け出るものとし、退会したい旨を届け出て幹事会において了承されたとき
- （4） A会員が会費または分担金を納入せず、督促後なお1年以上納入しなかったとき
- （5） 会員が死亡、解散または破産手続きその他の倒産手続きにより消滅したとき

第9条（除名及び退会に伴う権利及び義務）

会員が第7条の規定により除名されたとき、または第8条の規定により退会したときは、会員としての権利を失い義務を免れる。但し、未履行の義務はこれを免れることはできない。

- 2 除名または退会された会員は、その日から1年間は引き続き機密保持義務を負う

ものとする。

- 3 除名または退会された会員は、本会議の財産に対し何等請求することはできない。

第10条（会費）

会費とは、年会費をいう。

- 2 A会員は、会費を一口以上納入しなければならない。
- 3 会費に関する事項は、総会においてこれを定める。
- 4 事業年度の途中に新たに入会した会員については、入会が承認された日から年度終了までの期間が6ヶ月未満の場合に限って、当該年度の会費を半額とする。

第11条（分担金）

本会議の事業を進めるうえで特に必要と認めるときは、総会の議決を経て、本会議が行う事業に要する費用の全部または一部をA会員から分担金として徴収することができる。

第12条（会費等の返還）

本会議に納入した会費及び分担金の返還を求めることはできない。

第13条（届出義務）

本会議の会員は、会員の名称及び連絡先等で入会の際に届け出た事項に変更が生じた場合は、事務局に対して速やかに届け出なければならない。

第三章 組織

第14条（会長の設置）

本会議に会長1名を置く。

第15条（会長の職務）

会長は、本会議が行う事業をとりまとめる。

第16条（会長の選任）

会長は、総会において会員から選任する。

- 2 会長の任期は2年とする。但し、再任を妨げないものとする。

第17条（事務局の設置）

本会議の事務局を株式会社インデックスコンサルティングに置き、株式会社イン

デックスコンサルティングは本会議の事務的業務を行う。

第18条（事務局長の設置）

本会議に事務局長1名を置く。

第19条（事務局長の職務）

事務局長は、事業の達成に必要な事務局業務を実施する。

第20条（事務局長の選任）

事務局長は、株式会社インデックスコンサルティングから選任する。

- 2 事務局長の任期は2年とする。但し、再任を妨げないものとする。

第四章 会議

第21条（会議の種類）

会議は、「総会」及び「幹事会」とする。

- 2 会議の議事進行は、「総会」においては会長、「幹事会」においては幹事長がこれにあたるものとする。
- 3 幹事会は、必要に応じて研究部会等の部会を置くことができる。

第22条（総会）

総会は、会員をもって構成する。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。
- 3 通常総会は、年1回開催する。
- 4 臨時総会は、会長が必要と認めるとき、または会員総数の5分の1以上からの要請があったときに開催する。

第23条（総会の審議事項）

総会は、この規約で定める事項の他、次の各号に掲げる事項について審議決定する。

- （1） 規約の改定
- （2） 事業報告及び収支決算の承認
- （3） 事業計画及び収支予算の承認
- （4） その他、本会議の運営に関する基本事項

第24条（総会の議決権）

総会に関する議決権は、会員すべてに与えられる。

- 2 総会に出席できない会員は、書面をもって評決に参加し、またはその表決を代理人に委任することができる。
- 3 前項の規定により、その議決権を行使する会員は総会に出席したものとみなす。

第25条（総会の議決の方法）

総会は、会員の総数の過半数の出席により成立する。また、議案に関しては、会員の出席者の過半数の同意により、これを決定する。

第26条（幹事会）

幹事会は、会長、幹事長、副幹事長及び幹事により構成する。

- 2 幹事は、総会において会員から選任する。
- 3 幹事長は、幹事から互選され、幹事会のとりまとめ、及び円滑な運営を推進する。
- 4 副幹事長は、幹事から互選され、幹事長が不在の時は代わって役割を担う。
- 5 幹事の任期は2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

第27条（幹事会の審議事項）

幹事会はこの規約で定める事項の他、次の各号に掲げる事項について審議決定する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会で議決した事項の執行に関する事項
- (3) 総会の議決を要しない会務の執行に関する事項
- (4) 必要な部会の設立及びその部会が行う検討事項
- (5) その他、会長が必要と認めた事項

第28条（幹事会の議決権）

幹事会に関する議決権は、幹事すべてに与えられる。

- 2 幹事会に出席できない幹事は、書面をもって評決に参加し、またはその表決を代理人に委任することができる。
- 3 前項の規定により、その議決権を行使する幹事は幹事会に出席したものとみなす。

第29条（幹事会の議決の方法）

幹事会は、幹事の総数の過半数の出席により成立する。また、議案に関しては、出席幹事の過半数の同意により、これを決定する。

第五章 会 計

第 3 0 条（会計）

本会議の収支状況については、総会において年度終了ごとに報告を行う。

第 3 1 条（事業年度）

本会議の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 3 1 日に終了する。

第六章 その他

第 3 2 条（その他）

本規約の実施に関して必要な事項は、会長がこれを別に定める。

【附則】

- 1 この規約は本会議設立日（平成 2 2 年 6 月 9 日）から施行する。
- 2 本会議の設立当初の会長、事務局長及び幹事の任期は、第 1 6 条 2 項、第 2 0 条 2 項の規定にかかわらず、平成 2 4 年 3 月 3 1 日までとする。
- 3 本会議の設立初年度の事業計画及び予算は、設立総会の定めるところによる。
- 4 本会議の設立初年度の会計年度は、第 3 0 条にかかわらず、平成 2 3 年 3 月 3 1 日までとする。

第10条関連

年会費は、以下の通りとする。

- (1) A会員の会費は一口5万円とする
- (2) B会員の会費は徴収しない
- (3) C会員の会費は徴収しない